

7 章 市民意向の調査

7.1. パブリックコメントの実施

本基本計画の6章までの内容について、次のとおりパブリックコメントを実施しました。
なお、実施結果として、意見等は提出されませんでした。

(1) 目 的

中央市庁舎整備基本計画（素案）を市民に公表し、市民の皆様から寄せられた幅広い意見を考慮しながら中央市庁舎整備基本計画の策定を進めることを目的として実施します。

(2) 公表及び意見等の提出期限

- 案件名：中央市庁舎整備基本計画（素案）
- 公表日：平成28年1月6日（水）
- 意見等の提出期限：平成28年1月6日（水）～平成28年1月26日（火）

(3) 公表場所等

- 中央市役所 田富庁舎： 政策秘書課、玉穂庁舎及び豊富庁舎：各窓口課
- 中央市ホームページ
- ※市役所内での閲覧は土・日・祝祭日を除く平日午前8時30分～午後5時15分

(4) 応募資格

- 市内在住・在勤・在学の人
- 市内に事務所または事業所を有する人及び団体
- 市に対して納税義務を有する人及び団体
- 事案について利害関係を有する人及び団体

(5) 意見等の提出方法

意見等提出用紙には、住所・氏名または団体名・電話番号等を記入していただき、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所・氏名・電話番号等の個人情報は、中央市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。

- ①直接持参の場合：中央市役所 田富庁舎：政策秘書課、玉穂庁舎及び豊富庁舎：各窓口課
- ②郵便の場合：〒409-3892 中央市臼井阿原 301-1 中央市役所 政策秘書課あて
- ③電子メールの場合：中央市役所 政策秘書課あて（seisaku@city.chuo.yamanashi.jp）
- ④FAXの場合：中央市役所 政策秘書課あて（055-274-7130）

(6) 意見等の取扱い

提出された意見等については、中央市庁舎整備内部検討委員会及び中央市庁舎整備市民検討委員会に報告し、素案に反映できる意見については、素案を修正いたします。

また、反映できない意見等については、その理由を明示し、提出された意見等と併せて、素案の公表場所と同一場所等で公表いたします。

なお、提出していただいた意見等については、個人に関する情報公表はいたしません。

※ご意見等に対して個別に回答はいたしませんので、その旨ご了承ください。

8 章 庁舎整備の今後の課題

8.1. 設計段階にて検討すべき課題

本庁舎整備における次の段階となる基本設計においては、以下の事項について更に検討を進め、仕様を定めて、実施設計へと進めていく必要があります。

(1) スペースの追加検討

「3.6. (2) 本庁舎整備目安面積の設定」にて示したように、以下の機能については、次の基本設計段階において、その必要性和整備スペースを検討し、仕様を定める必要があります。

- 市民利便機能・・・総合案内、キッズスペース、飲食スペース、売店、ATM スペース等
- 市民交流機能・・・市民ギャラリー、市民協働スペース等
- 防災拠点機能・・・防災対策室、設備スペース（貯水槽、発電装置）、備蓄スペース（水・食料）等

ただし、庁舎規模としては可能な限り、本基本計画で目安とした全体延床面積 6,200 m²の範囲内で検討を進めていきます。

(2) コストの追加検討と見直し

「6.1. (2) 本庁舎全体整備費」にて示した中でも、以下については、整備費用が高く、全体整備費への影響が大きいため、次の基本設計段階において、その必要性和必要コストについて検討し、仕様を定める必要があります。

- 太陽光発電設備など、グリーン庁舎整備に向けた特別な設備費用
- 自家発電装置や耐震性貯水槽など、防災拠点整備に向けた特別な設備費用

特に、検討の際には、整備に係るイニシャルコストだけでなく、維持管理を含めたランニングコストや費用対効果についても、十分に検討の上、必要性和仕様を定めていく必要があります。

一方で、全体事業費については、本基本計画において、物価の上昇率等を勘案し、基本構想からの見直しを行いました。現時点での事業費は事業の規模を示すものです。今後の設計段階においては、整備費用の削減に向けて、さらに仕様の精査が必要になります。

(3) 庁内プランニングと既存庁舎改修内容

「5.5 棟別構成計画」にて示したように、既存と増設の庁舎内のプランニングは、次の基本設計段階において、更に検討し、定める必要があります。

また、その結果により、既存庁舎の改修工事内容を想定し、全体工事費と庁舎移転工程をより明確なものにしていく必要があります。

なお、検討の際には原則として A 案を優先して検討し、市民目線での利用しやすさを重視することが必要です。

(4) 全体駐車場計画検討

敷地内駐車場の検討の際には、庁舎近くに設置すべきユニバーサルデザインに対応した駐車スペースや、支所や他地区とをつなぐコミュニティバスの停車場などを考慮し、全体の外構計画・駐車場計画を策定する必要があります。

また、敷地外駐車場については、職員の利用が主となることから、有料化を前提に整備します。求める土地については、現行の必要台数、面積を前提に、関係法令、周辺環境等との整合性等を考慮する中で選定する必要があります。なお、求める土地により形状や面積がそれぞれ異なることから、今後これらを勘案する中で、必要かつ、最低限の面積を求める方針で計画を進めます。

(5) 庁舎配置計画検討

本基本計画では、基本構想で定めた既存庁舎の西側に 2 階建ての増設庁舎を南北に整備する計画とした上で、適切な庁舎規模を確保するための、効率的な庁舎の外形を定めていますが、その詳細形状や詳細位置について、更に検討し、定める必要があります。

特に、敷地内の北西に現存する温泉源泉や、(4) で記した駐車場計画・外構計画、庁内へのエントランス位置などとの関わりを踏まえた詳細検討を行い、配置計画を定める必要があります。

(6) 2 支所の平面計画等について

「4.2 2 支所の配置計画及び平面計画」にて示したように、2 支所の平面計画等は、次年度以降、余剰スペースの活用と併せて、詳細な検討を行う必要があります。なお、支所の平面計画については、玉穂支所及び豊富支所とも、A 案を優先して検討し、B 案は代案とします。

(7) 関係法令に対する継続検討

「3.4 計画敷地における関係法令」にて既述したように、今後の計画の推進には、幾つかの法的な手続きが必要になります。特に、計画地が市街化調整区域に位置することから、都市計画法の 43 条及び 29 条に係る事前手続きを継続的・計画的に行い、庁舎移転工程を定めていく必要があります。